

訓練の応募資格に関する事項

「令和 8 年度に実施する離職者等再就職訓練事業 短期課程コース」の応募資格は、次の要件をすべて満たす者とします。

- 1 訓練を実施するにあたり、各仕様書で示す必要な施設及び設備を青森県（以下「県」という。）内に有する者であること。
- 2 別紙 3 「短期課程コース提案書作成要領」において定める提案要件を満たしている者であること。
- 3 労働基準法、労働安全衛生法、職業能力開発促進法、雇用保険法その他訓練の実施に関わる関係法令を遵守している者であること。
- 4 個人情報の取扱いにおいて、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利、利益を侵害することのないよう、その適正な管理を行うことができる者であること。
- 5 次のいずれにも該当する事実がないことを誓約し、求めに応じて証明できる者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により本県発注の一般競争入札への参加ができない者。
 - (2) 本県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者。
 - (3) 本県の県税（県民税、法人事業税、不動産取得税、地方消費税等）及び国税（所得税、法人税、消費税等）を滞納している者。
 - (4) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者。
 - (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体。
 - (6) 特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体。
 - (7) 暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体又は個人と関係を有する者。
 - (8) 法令違反による処罰又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明した日から 2 年を経過していない者。
 - (9) 離職者等再就職訓練事業その他の公共職業訓練事業を受託し、当該事業において不正行為の事実があり、これによる処分の通知を受けた日から 5 年を経過していない者。